

安城市空家等対策協議会設置要綱

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第8条第1項の規定に基づき、安城市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 空家等対策計画の作成及び変更に関すること。
- (2) その他空家等対策計画の実施に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、市長のほか、法務、不動産、建築、福祉等の関係者、町内会連絡協議会役員、公募市民、関係機関の職員その他市長が必要と認める者で構成する。

2 協議会を構成する者（以下「構成員」という。）は15人以内とする。

3 構成員の任期は、3年とする。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、会長は市長をもって充て、副会長は構成員のうちから会長が指名する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、市長が日時及び場所を示して開催する。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、建設部建築課において処理する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。